

## 「鹿沼市国民保護計画(素案)」に対するパブリック・コメント 募集の結果について

番号	意見などの概要	鹿沼市の考え方
1	<p>外国からの武力攻撃や大規模テロが発生した場合には、国が対処すると思われるが、市がこのような国民保護計画を作成して、どのような効果があるのか。</p>	<p>外国からの武力攻撃やテロが起きた場合には、自然災害とは異なり、国が先頭に立ち、県や市、関係機関と協力して、避難・救援・被害の最小化等の国民の保護のための措置を実施します。そのため、それぞれの役割を明確にしておくことが必要であり、県や市、関係機関が各々の国民保護計画を作成することにより、国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施できる効果があると考えています。</p> <p>また、国民保護法に基づく土地の一部使用等の行政処分による損失などについて、市は国民保護法施行令に定める手続等により補償を行うよう検討しています。</p> <p>国との協力体制について避難措置を例に説明しますと、有事の際には国から知事に避難措置の指示があり、知事は市や関係機関に対して避難の指示をします。市は避難の指示を住民に伝達し、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行います。関係機関は、住民の輸送手段を確保したり、テレビ・ラジオなどによる放送を行います。このような各機関の責務や実施内容を計画に定めることにより、避難措置が的確かつ迅速に実施されるよう検討しています。</p>
2	<p>現在、災害に対処する防災計画があるのだから、それをより充実させれば、武力攻撃などにも対処できるのではないかと。</p>	<p>有事においては、自然災害時には想定できない市域を超えた避難に関する事項や生物兵器・化学兵器を用いた武力攻撃に伴う災害への対処に関する事項など、武力攻撃事態等に特有な内容も多いことから、地域防災計画とは別の計画を作成するものです。</p> <p>しかし、既存の地域防災計画による応急対策体制が確立されているので、国民保護計画の本部や役割分担等の体制に応用するよう検討しています。</p>

(担当課：総務課)